

## 令和5年小樽市議会第2回定例会

### 市長提案説明

令和5年第2回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

先頃、厚生労働省から令和4年人口動態調査の発表がありました。

その中では、我が国において生まれた子どもの数は過去最少、女性一人が生涯に産む子どもの人数を示す合計特殊出生率も過去最低と深刻な現実が浮き彫りとなりました。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した、2070年までの将来人口推計では、生産年齢人口が3,000万人減少することや高齢化率が38.7パーセントまで上昇することなど、厳しい見通しが示されております。

本市におきましては、高齢化率が40パーセントを超えており、先ほど申し上げた全国の将来推計を既に上回る状況に至っていることを、再認識したところであります。

こうしたことから、人口減少の抑制に努めながら、活力と持続力を持った地域社会をどのように築いていくのかが課題であると考えており、引き続き、様々な観点から人口減少対策に取り組んでまいりますので、議員皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、現下の情勢に目を向けますと、長期に及ぶ感染症の影響に加え、エネルギーや食料品等の価格高騰は長期化しており、市民の皆さんの生活や事業者の方々の経営環境は、今後も厳しさが続くことを懸念しております。

市といたしましては、これからも状況を注視しながら、的確に市民生

活と地域経済を下支えする取組を進めてまいりたいと考えております。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの令和5年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものにつきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する支援として、国において増額・強化された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、市民の消費の下支えを図る「おたるプレミアム付商品券事業費」、小・中学校の給食費4か月分を支援する「学校給食費保護者負担軽減事業費」のほか、貨物、公共交通、公衆浴場、クリーニング業などの各事業者への支援金や、街路防犯灯の維持管理団体に対し、電気料金の一部を支援する「街路防犯灯維持費支援金給付事業費」などを計上しました。

また、北海製罐株式会社小樽工場旧第3倉庫の保全・活用に向けた社会実験を行うために、必要となる消防設備等の改修費や、朝里中学校の校舎及び屋内運動場トイレの洋式化等に係る改修費などを計上しました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、7億9,622万3,000円の増となり、財政規模は、608億1,531万円となりました。

次に、特別会計では、後期高齢者医療事業特別会計において、被保険者証の送付時に、北海道後期高齢者医療広域連合から周知依頼のあった「マイナンバーカードと保険証の一体化に係るリーフレット」を同封するため、所要の補正を計上いたしました。

また、企業会計では、病院事業会計において、小樽市立病院に寄せられた寄附金を病院事業資金基金に積み立てるため、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第4号から議案第14号までについて説明申し上げます。

議案第4号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正による暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴い、関係条例の整備を行うものであります。

議案第5号 職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、定年の引上げに伴う企業職員である暫定再任用短時間勤務職員の待遇改善を図る目的で、その勤勉手当を支給するものであります。

議案第6号 市税条例の一部を改正する条例案につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による森林環境税の導入及び地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収する旨を規定するなど、関係規定を整備するとともに、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を講ずるほか、令和5年度税制改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第7号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正により、住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度が新設されたことなどに伴い、当該認定に係る申請手数料等を新設するとともに、既存の申請手数料に係る対象行為を拡充するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第 9 号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第 10 号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、それぞれ、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用させるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号 駐車場条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに堺町観光バス駐車場を設置し、その管理を指定管理者に行わせるとともに、利用料金制を導入するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限撤廃等を行うとともに、喫煙所における標識の設置基準等を見直すものであります。

議案第 13 号から議案第 15 号までの工事請負契約につきましては、桂岡小学校校舎等耐震補強ほか改修工事、第 3 号ふ頭小型船だまり整備工事及び旧ごみ焼却場解体工事の請負契約をそれぞれ締結するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。